

2025 年度第 13 回教育研究評議会議事概要

- 1 日 時 2025 年 10 月 22 日（水）13 時 34 分 ～ 15 時 24 分
- 2 場 所 豊橋技術科学大学特別会議室
- 3 開催方法 集合会議
- 4 出席者 若原学長，神保理事・副学長，井上理事・副学長，山口理事・事務局長，滝川特命理事・副学長，中内特命理事・副学長，足立副学長，栗山副学長，柴田副学長，佐藤機械工学系副系長（代理出席），小林機械工学系副系長，松田電気・電子情報工学系長，村上電気・電子情報工学系教授（代理出席），南情報・知能工学系長，鈴木情報・知能工学系副系長，齋戸応用化学・生命工学系長，手老応用化学・生命工学系副系長，井上建築・都市システム学系長，加藤建築・都市システム学系副系長，中森総合教育院長，武藤総合教育院副院長，澤田次世代半導体・センサ科学研究所所長，吉田ダイバーシティ推進センター教授
- 5 欠席者 中村機械工学系長，市川電気・電子情報工学系副系長
- 6 列席者 浅井監事，村井監事，中澤学長特別補佐，河野次世代半導体・センサ科学研究所教授
- 陪席者 宗近事務局次長，柴田企画調整役，監査室長，総務課長，経営企画課長 他

7 議 題

〔審議事項〕

- （1）第 4 期中期目標期間における 4 年目終了時評価に係る対応について
- （2）令和 8 年度組織評価の実施について
- （3）履修証明プログラムに係る自己点検・評価について
- （4）教育組織の再編について
- （5）国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則等の一部改正等について
- （6）国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則の一部改正について
- （7）豊橋技術科学大学学生規則の一部改正について
- （8）大学館交流協定及び学生交流細則の締結について

〔報告事項〕

- （1）大学機関別認証評価に係る訪問調査等について
- （2）マレーシア科学大学（USM）との博士前期課程ツイニング・プログラム協定の終結について
- （3）大学間交流協定及び学生交流実施細則の終結について
- （4）大学間交流協定及び学生交流実施細則の更新について
- （5）部局間交流協定及び学生交流実施細則の締結について
- （6）PLANT CASE 株式会社の大学発ベンチャー認定について
- （7）「研究倫理教育」及び「コンプライアンス教育」の受講状況について
- （8）TC カレッジについて
- （9）令和 7 年度研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業について

8 議 事

議事に先立ち、2025 年度第 12 回議事要録（案）について原案のとおり確認された。

〔審議事項〕

（１）第４期中期目標期間における４年目終了時評価に係る対応について

井上理事・副学長及び経営企画課長から、資料「審議１」に基づき、来年度６月までに提出する第４期中期目標期間における４年目終了時評価に係る各種評価書の作成に係る学内組織体制及び対応スケジュール等について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

（２）令和８年度組織評価の実施について

井上理事・副学長及び経営企画課長から、資料「審議２」に基づき、大学機関別認証評価での評価委員からの指摘があった令和８年度に実施する組織評価に係る実施要項、様式等について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

（３）履修証明プログラムに係る自己点検・評価について

中澤学長特別補佐から、資料「審議３」に基づき、先端農業・バイオリサーチセンターの履修証明プログラム「最先端植物工場マネージャー育成プログラム」及び「東海地区６次産業か推進人材育成プログラム」について、2022～2024 年度実施内容を社会連携推進センターにおいて作成した評価結果（案）（自己点検・評価結果報告書（案））の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

また、職業実践力育成プログラム（BP）に認定されている「東海地域の６次産業化推進人材育成プログラム」は、３年毎の定期確認の際に自己点検・評価結果を文部科学省へ提出することが確認された。

（４）教育組織の再編について

若原学長、井上理事・副学長及び足立副学長から、資料「審議４」に基づき、教育組織の再編に係る教育理念・目的等の見直し案及び課程・専攻名称案について説明があり、審議の結果、教育理念・目的等の見直し案及び課程・専攻名称の和名・英語案については戦略企画会議及び本会議の意見を踏まえ、次の方針で学長が最終案を確定し、11 月 5 日開催の戦略企画会議及び教育研究評議会での報告を経て、11 月 20 日開催の経営協議会及び役員会に附議することが確認された。

（５）国立大学法人豊橋技術科学大学職員就業規則等の一部改正等について

若原学長から、資料「審議５」に基づき、本学職員の役員就任に伴う身分等を明確化させるため、職員就業規則の一部改正及び関連する取扱いの制定について説明があり、審議の結果、国立大学法人豊橋技術科学大学の理事が本学教員として教育研究の職務を行う場合の取扱いは再検討とし、その他については原案のとおり承認された。

なお、軽微な修正に係る取扱いについては、学長一任とすることが確認された。

また、本日開催の代議員会並びに 11 月 20 日開催の経営協議会及び役員会に附議することが確認された。

(6) 国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則の一部改正について

井上理事・副課長から、資料「審議6」に基づき、大学機関別認証評価の訪問調査にて、評価委員から意見を受けたことを踏まえ、組織通則上に監査室を明文化し、国立大学法人豊橋技術科学大学組織通則を一部改正することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、文言等の軽微な修正に係る取扱いについては、学長一任とすることが確認された。

また、本件については、本日開催の代議員会並びに11月20日開催の経営協議会に附議することが確認された。

(7) 豊橋技術科学大学学生規則の一部改正について

学生課長から、資料「審議7」に基づき、学生生活委員会が所掌する豊橋技術科学大学学生規則に定める様式に関して、押印を不要とするよう豊橋技術科学大学学生規則を一部改正することについて説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

なお、文言等の軽微な修正に係る取扱いについては、学長一任とすることが確認された。

(8) 大学間交流協定及び学生交流細則の締結について

中内特命理事・副学長から、資料「審議8」に基づき、大学間交流協定及び学生交流実施細則の締結について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認された。

[報告事項]

(1) 大学機関別認証評価に係る訪問調査等について

井上理事・副学長及び経営企画課長から、資料「報告1」に基づき、10月6日に実施された実地調査及び10月31日に実施されるオンライン面談等、訪問調査の受審状況等について報告があった。

(2) マレーシア科学大学(USM)との博士前期課程ツイニング・プログラム協定の終結について

井上建築・都市システム学系長から、資料「報告2」に基づき、マレーシア科学大学(USM)との博士前期課程ツイニング・プログラム協定の終結について報告があった。

(3) 大学間交流協定及び学生交流実施細則の終結について

中内特命理事・副学長から、資料「報告3」に基づき、大学間交流協定及び学生交流実施細則の終結について報告があった。

(4) 大学間交流協定及び学生交流実施細則の更新について

中内特命理事・副学長から、資料「報告4」に基づき、大学間交流協定及び学生交流実施細則の更新について報告があった。

(5) 部局間交流協定及び学生交流実施細則の締結について

中内特命理事・副学長から、資料「報告5」に基づき、部局間交流協定及び学生交流実施細則の締結について報告があった。

(6) PLANT CASE 株式会社の大学発ベンチャー認定について

若原学長から、PLANT CASE 株式会社の大学発ベンチャー認定について、資料の確認をもって報告とする旨説明があり、確認された。

(7) 「研究倫理教育」及び「コンプライアンス教育」の受講状況について

若原学長から、2025 年 9 月末時点の「研究倫理教育」及び「コンプライアンス教育」の受講・修了状況について、資料の確認をもって報告とする旨説明があり、確認された。

(8) TC カレッジについて

河野教授から、資料「報告 8」に基づき、東京科学大学が運営する TC カレッジに本学が担当する「LSI プロ説インテグレータコース」を新たに設置することの報告があった。

(9) 令和 7 年度研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業について

若原学長から、令和 7 年度「研究開発マネジメント人材に関する体制整備事業」における本学の申請が不採択であったことについて、資料の確認をもって報告とする旨説明があり、確認された。

以 上